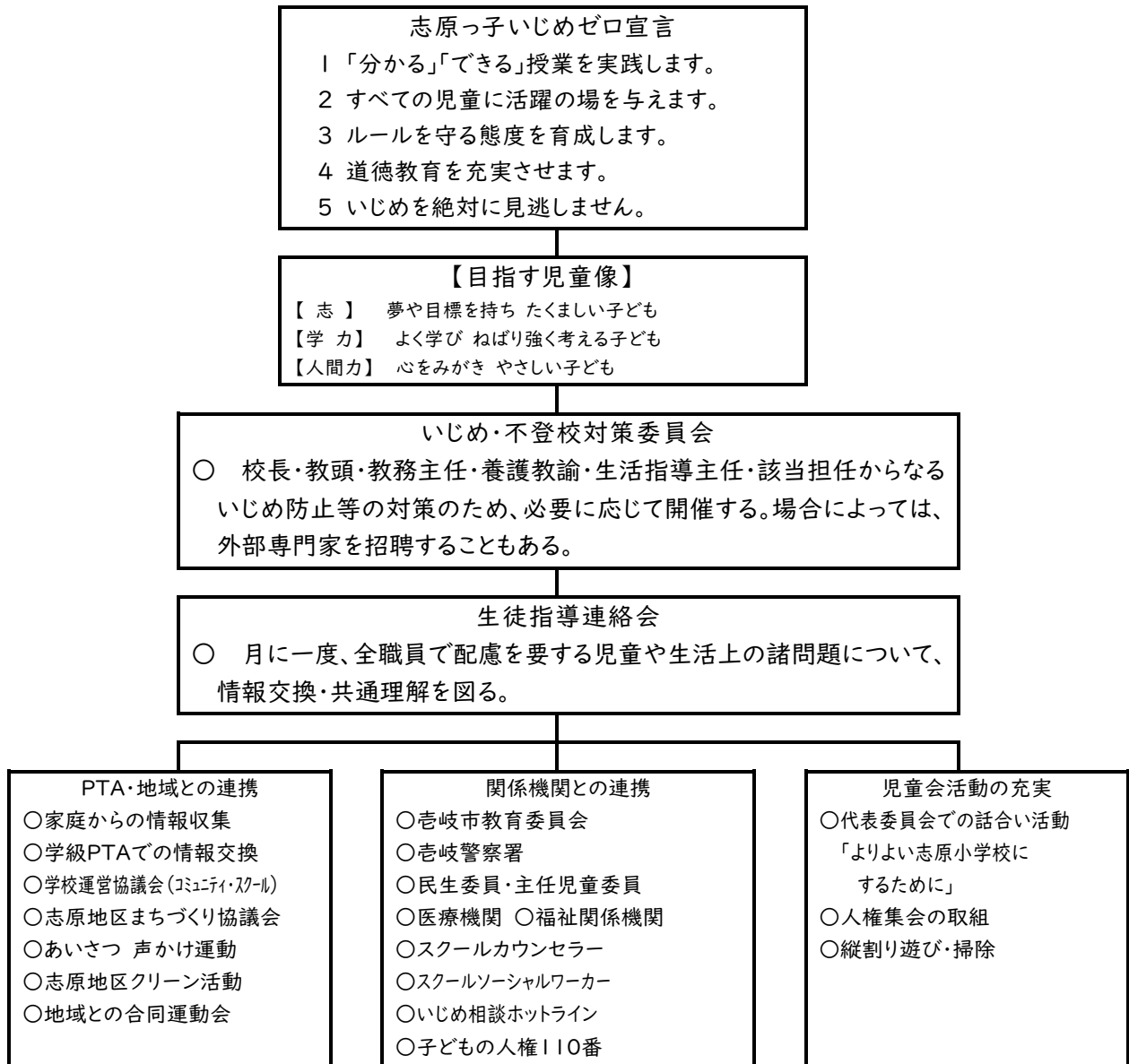


壱岐市立志原小学校いじめ防止基本方針

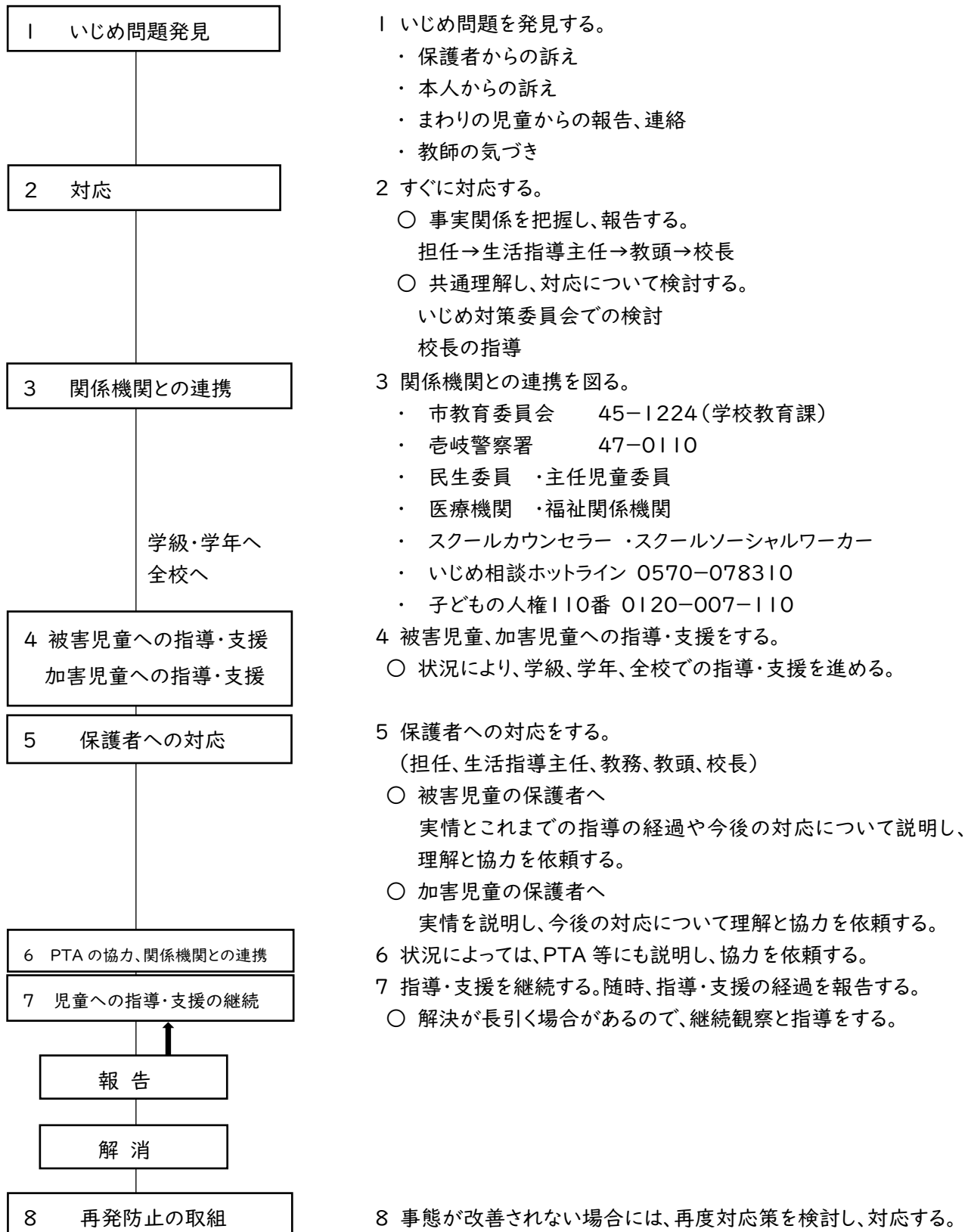
本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条により、志原小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるように、いじめ防止等を目的に策定するものである。



【いじめ防止のための年間の取組】

	活動内容
4月	・生徒指導連絡会 ・歓迎集会 ・歓迎遠足 ・学級開き ・学級ルールづくり
5月	・生徒指導連絡会 ・生活アンケートの実施（児童） ・二者面談（児童） ・あいさつ訪問 ・運動会
6月	・生徒指導連絡会 ・志原っ子の心を見つめる教育週間（道徳授業）
7月	・生徒指導連絡会 ・親子ラジオ体操
8月	・生徒指導連絡会 ・平和集会
9月	・生徒指導連絡会 ・生活アンケートの実施（児童） ・二者面談（児童）
10月	・生徒指導連絡会
11月	・生徒指導連絡会 ・志原っ子まつり
12月	・生徒指導連絡会 ・志原地区クリーン作戦 ・人権集会
1月	・生徒指導連絡会
2月	・生徒指導連絡会 ・生活アンケートの実施（児童） ・二者面談（児童）
3月	・生徒指導連絡会 ・6年生を送る会

【いじめが発生した場合の対応】



【重大事態発生時の対応】

- ・ 生命や心身の安全がおびやかされるような場合
- ・ 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
 - ① 亀崎市教育委員会に報告する。
 - ② 教育委員会と協議の上、組織を設置する。
 - ③ 事実関係を明確にするために調査を実施する。
 - ④ 事実関係やその他の情報を適切に処理する。